ユニフォーム規程

第1条[目 的]

本規程は、一般社団法人日本女子サッカーリーグ(以下「リーグ」という)規約第56条の規定に基づき、 公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ、およびソックスの3点を総称したものをいう。 ただし、本規程第8条においては上記に加えてキャップ・GKグローブも含むものとする。

第3条 [ユニフォームの事前承認]

チームは、使用するユニフォームに関し、全ての事項について事前にリーグに申請し、リーグの承認を 得なければならない。

第4条〔使用義務〕

チームは、試合において、その所属チームの選手に「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを 使用させなければならない。

第5条 [ユニフォームの色彩]

- (1) チームのユニフォーム(ゴールキーパーのユニフォームを含む)のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
 - ただし、審判が着用する黒色と同系色のユニフォームについては、諸条件が整いリーグが認めた場合のみ使用することができる。
- (2) フィールドプレーヤーのユニフォーム前面と背面の主たる色彩は同じであるものとする。
- (3) それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、審判員と区別し得る服装を着用しなければならない。

第6条 [アームバンド]

チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第7条 [なでしこリーグロゴ]

シャツの右袖上腕部には、なでしこリーグロゴを1点つけなければならない。(縦6cm、横4cm)

第8条 [ユニフォームへの表示]

ユニフォームにはチーム名・選手番号を必ず表示するものとする。その他に表示できるものはホームタウン名・選手名・広告・製造メーカー名(ロゴ)とし、それぞれの表示できる場所およびサイズは、次のとおりとする。

- (1) チーム名
 - ① チームエンブレムは以下に表示することができる

シャツの左胸: 100 c m²以下

チーム名をシャツにエンブレム以外で表示する場合は前面または左胸 300cm²以下

② チームエンブレムまたはチーム名のいずれかのものをショーツまたはソックスに表示すること ができる

ショーツ: 左右どちらか1か所 50 c m²以下

ソックス: チーム名は左右各 1 か所、サイズはそれぞれ $5 \ 0 \ c \ m^2$ 以下

チームエンブレムは 左右2か所ずつ、片方につき合計 50cm²以下

- ③ チームエンブレムまたはチーム名は選手番号の各数字の下辺中央部 1 か所に表示することができる。ただし、高さは 4 c m 以下
- (2) 選手番号
 - ① 背番号は事前にリーグに登録しなければならず、シーズン途中の変更は認めないものとする
 - ② 選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩(服地が縞柄の場合には台地を付ける)、かつ判別が 容易なサイズのものでなければならない
 - ③ 選手番号を付する場所およびサイズは、次の通りとする

シャツ背中 1か所 高さ25cm-35cm

シャツ前面 右側、左側又は中央に1か所、高さ10 cm-15cm

ショーツに選手番号を表示する場合は、前面の右側又は左側に1か所、高さ10cm-15cm

- ④ 選手番号は、0は不可とし、1をゴールキーパー、2~11 をフィールドプレーヤーとする。12以降はポジションと無関係とし、50までは欠番を認める。ただし、登録選手が51人を超えた場合は、51から連番で番号をつけること。欠番は認めない
- (3) ホームタウン (都道府県名) または活動地域名 シャツ右袖に表示することができる。ただし大きさは50cm²以下。
- (4) 選手名
 - (1) 表示できる場所はおよびサイズは次の通りとする

シャツ 背中 選手番号の上 高さ7.5 cm以下。ただし、広告掲示がある場合のみ、選手番 号の下に表示することを認める

ショーツ 前面右下の選手背番号上部または下部50cm²以下

- ② 選手名または通称が表示できる。表示を希望する場合は事前にリーグに申請し承認を得ることと する。また、文字はアルファベット表記とする
- (5) 広告

広告を表示する場合は、本規程第9条による。

(6) 製造メーカー名、ロゴ

シャツ 胸1か所 20cm²以下

ショーツ 左右どちらか 1 か所 2 0 c m²以下

ソックス 左右 1 か所ずつ 20 c m²以下/1か所 または

左右2か所ずつ 10 c m²以下/1か所

キャップ 1か所 20cm²以下

G K グローブ 1 か所ずつ 各 2 0 c m² 以下

ラインテープの場合

シャツ(肩・脇・袖) 幅8 c m以下ショーツ(腰脇・裾) 幅8 c m以下

ソックス 幅 5 cm 以下

上記の場合、メーカー名またはメーカーマークの入った透かしを入れることができるが、リーグへ事前に申請を行うこと

- (7) その他表示できるもの
 - ① シャツには優勝回数に相当する個数の星印を表示することができる

② シャツには以下の各号の試合関連情報を表示することができる。ただし、場所はシャツ前面の胸の位置で、サイズは50cm²以下とし、1文字の高さは2cmを超えてはならない

開催日

対戦カード

スタジアム名

前各号のほか、リーグに申請し、承認を得た事項

第9条 [広告の表示]

- (1) ユニフォームに第三者のための広告表示をする場合は、スポンサーの名称または商品名称、業種および広告の内容について、事前に所定の「広告掲出申請書」によりリーグに届けを出し、承認を得なければならない。
- (2) 前項に基づく広告は第4項に従いシャツに6か所まで、ショーツに2か所のみ表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとする。なお、1stユニフォーム、2ndユニフォーム、3rdユニフォーム、記念ユニフォーム等のユニフォームの種類毎に、異なる広告を表示することができる。
- (3) 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。また、選手番号等他の表示に明らかにかからない場所に掲出しなければならない。
- (4) 広告表示箇所およびサイズは次のとおりとする。
 - ① シャツ 前 面:選手番号の上部または下部に1か所表示できるものとし、サイズは300cm2以下
 - ② シャッ 前 面:鎖骨部分の左右2か所表示できるものとし、サイズは各50cm2以下
 - ③ シャッ背中:選手番号の上部または下部に1か所表示できるものとし、サイズは200cm ²以下
 - ④ シャッ背中裾: 1か所表示できるものとし、サイズは150cm²以下
 - ⑤ シャツ左袖: 1か所表示できるものとし、サイズは $50cm^2$ 以下
 - ⑥ ショーツ前面左: 1か所表示できるものとし、サイズは80cm²以下
 - ⑦ ショーツ後面: 左右どちらか 1 か所表示できるものとし、サイズは80 c m2 以下ただし、ショーツの中央線をまたいでの表示は不可
- (5) 表示される広告は公序良俗に反するものであってはならず、表示された広告が不適当であるとリーグが判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。
- (6) 表示された広告に対して広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームが負担しなければならない。
- (7) 1 s t ユニフォーム、2 n d ユニフォームおよび3 r d ユニフォームの広告のシーズン途中の変更は、事前に所定の「広告掲出申請書」によりリーグに届け出をし、承認を得た上で行うことができる。
- (8) ユニフォームに協会またはリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則前項のサイズによるものとする。

第10条〔附 則〕

- (1) 本規程の改定は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。
- (2) 本規程は、平成27年(2015)2月1日から施行する。

平成28年(2016)1月27日 改訂

平成29年(2017) 1月20日 改訂

平成29年(2017)9月12日 改訂

平成31年(2019)1月22日 改訂

令和 2年(2020) 12月17日 改訂 令和 3年(2021) 4月22日 改訂